改正案

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第1 10条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、 第64条第1項、<u>第65条第1項</u>、第82条第 6項、第83条第3項及び第84条において同 じ。)

(6)~(10) (略)

(11) 介護医療院

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけ ればならない。ただし、利用者の処遇に支障がな 現行

目次 (略)

第1章 (略)

第2章 定期巡回·随時対応型訪問介護看護 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第1 10条第1項に規定する指定認知症対応型共同 生活介護事業所をいう。第47条第4項第5号、 第64条第1項、<u>第65条</u>、第82条第6項、 第83条第3項及び第84条において同じ。)

(6)~(10) (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成1 8年法律第83号)附則第130条の2第1項 の規定によりなおその効力を有するものとされ た同法第26条の規定による改正前の介護保険 法(以下「平成18年旧介護保険法」という。) 第48条第1項第3号に規定する指定介護療養 型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」 という。)

(12) 介護医療院

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけ ればならない。ただし、利用者の処遇に支障がな い場合は、当該<u>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>敷地</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

 $7 \sim 12$ (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、利用申込者又はその家族からの申出があった 場合には、前項の規定による文書の交付に代え て、第5項で定めるところにより、当該利用申込 者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ き重要事項を電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法であっ て次に掲げるもの(以下この条において「電磁的 方法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したも のとみなす。

(1) (略)

(2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、</u> 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られる記録であって、電 子計算機による情報処理の用に供されるものを いう。第204条第1項において同じ。)に係る い場合は、当該<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</u>の定期巡回サービス又は同一<u>施設</u>内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

 $7 \sim 12$ (略)

(管理者)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、利用申込者又はその家族からの申出があった 場合には、前項の規定による文書の交付に代え て、第5項で定めるところにより、当該利用申込 者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべ き重要事項を電子情報処理組織を使用する方法 その他の情報通信の技術を利用する方法であっ て次に掲げるもの(以下この条において「電磁的 方法」という。)により提供することができる。 この場合において、当該指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したも のとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

<u>記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに 前項に規定する重要事項を記録したものを交付 する方法

 $3 \sim 6$ (略)

第10条~第23条 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体 的取扱方針)

- 第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。(1)~(7) (略)
 - (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
 - (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
 - (10) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
 - (11) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

第25条~第33条 (略)

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す

 $3 \sim 6$ (略)

第10条~第23条 (略)

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第24条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。(1)~(7) (略)

- (8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

第25条~第33条 (略)

(掲示)

第34条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看 護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の 体制その他の利用申込者のサービスの選択に資す ると認められる重要事項<u>(以下この条において単</u><u>に「重要事項」という。)</u>を掲示しなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載 しなければならない。
- 第35条~第41条 (略) (記録の整備)

第42条 (略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなければな らない。
- (1) (略)
- (2) 第20条第2項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- (3) (略)
- (4) 第26条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第28条の規定による区への通知に係る記録
- (7) 第38条第2項<u>の規定による</u>苦情の内容等の 記録
- (8) 第40条第2項<u>の規定による</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置についての記録

第5節 (略)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

ると認められる重要事項を掲示しなければならな い。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指 定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備 え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲 覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代 えることができる。

第35条~第41条 (略)

(記録の整備)

第42条 (略)

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者 は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整 備し、その完結の日から2年間保存しなければな らない。
 - (1) (略)
 - (2) 第20条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) (略)
 - (4) 第26条第11項に規定する訪問看護報告書
 - (5) 第28条に規定する区への通知に係る記録
 - (<u>6</u>) 第38条第2項<u>に規定する</u>苦情の内容等の記録
 - (7) 第40条第2項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 (略)

第3章 夜間対応型訪問介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業</u> 所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内 に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない 場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設 等の職員をオペレーターとして充てることがで きる。

(1)~(10) (略)

(11) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけ ればならない。ただし、利用者の処遇に支障がな い場合は、当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の 定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪 問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所の職務に従事することがで きる。
- 6 当該<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者 に対するオペレーションセンターサービスの提 供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文 の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問 サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定 夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務 (訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 (略)

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内 に次に掲げるいずれかの施設等がある場合にお いて、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない 場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設 等の職員をオペレーターとして充てることがで きる。

(1)~(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら 当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなけ ればならない。ただし、利用者の処遇に支障がな い場合は、当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の定期 巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介 護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該<u>夜間対応型訪問介護事業所</u>の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第48条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定 夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務

に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第50条 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定 夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところ によるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- (7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たって は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術 をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基

に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等(当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。)の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第50条 (略)

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第51条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定 夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところ によるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの 連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要 があると認めるときは、利用者が利用する指定 訪問看護ステーション(指定居宅サービス等基

準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看 護ステーションをいう。)への連絡を行う等の 適切な措置を講ずるものとする。

(9) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用 者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重 に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対 処方法その他必要な事項を記載した文書を利用 者に交付するものとする。

第52条~第57条 (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対 する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(準用)

第59条 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第59条の3 (略)

(管理者)

準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看 護ステーションをいう。)への連絡を行う等の 適切な措置を講ずるものとする。

(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用 者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重 に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対 処方法その他必要な事項を記載した文書を利用 者に交付するものとする。

第52条~第57条 (略)

(記録の整備)

第58条 (略)

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対 する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次に 掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保 存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定</u>する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定</u> する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(準用)

第59条 (略)

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第59条の3 (略)

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型 通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事 業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第59条の6~第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- (7) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第59条の10~第59条の18 (略) (記録の整備)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、 指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所 の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型 通所介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷</u> 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する ことができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第59条の6~第59条の8 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針) 第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。この場合において、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

第59条の10~第59条の18 (略) (記録の整備)

第59条の19 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対 する指定地域密着型通所介護の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定 による提供した具体的なサービスの内容等の記 緑
- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束 等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急<u>やむを得ない理由の記録</u>
- (4) 次条において準用する第28条の規定による 区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項の規定 による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
- (7) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、 要望、助言等の記録
- 第59条の20 (略)

第5節 共生型地域密着型サービスに関す る基準

第59条の20の2 (略)

(準用)

15条から第18条まで、第20条、第22条、 第28条、第32条の2、第34条から第38条 まで、第40条の2、第41条、第53条及び第 59条の2、第59条の4、第59条の5第4項 並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、 共生型地域密着型通所介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31 条に規定する運営規程 | とあるのは「運営規程(第 59条の12に規定する重要事項に関する規程を いう。第34条第1項において同じ。)」と、「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある

第59条の19 (略)

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対 する指定地域密着型通所介護の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間 保存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第20条第2項に規定 する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条に規定する区 への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項に規定 する苦情の内容等の記録
 - (5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に 際して採った処置についての記録
 - (6) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、 要望、助言等の記録

第59条の20 (略)

> 第5節 共生型地域密着型サービスに関す る基準

第59条の20の2 (略)

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第 | 第59条の20の3 第9条から第13条まで、第 15条から第18条まで、第20条、第22条、 第28条、第32条の2、第34条から第38条 まで、第40条の2、第41条、第53条及び第 59条の2、第59条の4、第59条の5第4項 並びに前節(第59条の20を除く。)の規定は、 共生型地域密着型通所介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31 条に規定する運営規程 | とあるのは「運営規程(第 59条の12に規定する重要事項に関する規程を いう。第34条第1項において同じ。)」と、「定 期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある

のは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる 従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」 という。) | と、第32条の2第2項、第34条 第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指 定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設 備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所 介護以外のサービスを提供する場合に限る。) | とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が 共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用 し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合」と、第59条の9 第4号、第59条の10第5項、第59条の13 第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第 1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」 と、第59条の19第2項第2号中「次条におい て準用する第20条第2項」とあるのは「第20 条第2項」と、同項第4号中「次条において準用 する第28条」とあるのは「第28条」と、同項 第5号中「次条において準用する第38条第2項」 とあるのは「第38条第2項」と読み替えるもの とする。

> 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方 針並びに人員、設備及び運営に関 する基準

第1款 (略)

第2款 人員に関する基準

第59条の23 (略)

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事

のは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる 従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」 という。) | と、第32条の2第2項、第34条 第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」と あるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指 定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設 備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所 介護以外のサービスを提供する場合に限る。) 」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が 共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用 し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以 外のサービスを提供する場合」と、第59条の9 第4号、第59条の10第5項、第59条の13 第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第 1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」 と、第59条の19第2項第2号中「次条におい て準用する第20条第2項」とあるのは「第20 条第2項」と、同項第3号中「次条において準用 する第28条」とあるのは「第28条」と、同項 第4号中「次条において準用する第38条第2項」 とあるのは「第38条第2項」と読み替えるもの とする。

> 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方 針並びに人員、設備及び運営に関 する基準

第1款 (略)

第2款 人員に関する基準

第59条の23 (略)

(管理者)

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施

することができるものとする。

2 · 3 (略)

第3款 (略)

第4款 運営に関する基準

第59条の27~第59条の29 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に 掲げるところによるものとする。

(1) · (2) (略)

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護 するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的 拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- (5) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供の方法、手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (7) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
- 第59条の31~第59条の36 (略) (記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指 定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。 設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

第3款 (略)

第4款 運営に関する基準

第59条の27~第59条の29 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に 掲げるところによるものとする。

(1) · (2) (略)

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供の方法、手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
- 第59条の31~第59条の36 (略)

(記録の整備)

第59条の37 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指 定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録 を整備し、その完結の日から2年間保存しなけれ ばならない。

- (1) · (2) (略)
- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第59条の18第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (8) 次条において準用する第59条の17第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第59条の38 (略)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介 護及び併設型指定認知症対応型 通所介護

第61条 (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第63条 (略)

第2款 共用型指定認知症对応型通所介

- (1) · (2) (略)
- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定</u> する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第59条の38 (略)

第4章 認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型通所介 護及び併設型指定認知症対応型 通所介護

第61条 (略)

(管理者)

第62条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第63条 (略)

第2款 共用型指定認知症对応型通所介

第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指 定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域 密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条 第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定 する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の 2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サ ービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予 防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第 8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以 下同じ。) 若しくは健康保険法等の一部を改正す る法律(平成18年法律第83号)第26条の規 定による改正前の法第48条第1項第3号に規 定する指定介護療養型医療施設の運営(第82条 第7項、第110条第9項及び第191条第8項 において「指定居宅サービス事業等」という。) について3年以上の経験を有する者でなければ ならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、他の本体事業所等の職務に従事することとしても

護

第64条 (略)

(利用定員等)

第65条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指 定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指 定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域 密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条 第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、 指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定 する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、 指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の 2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サ ービスをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予 防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予 防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第 8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以 下同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設の運 営(第82条第7項、第110条第9項及び第1 91条第8項において「指定居宅サービス事業 等」という。) について3年以上の経験を有する 者でなければならない。

(管理者)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所

差し支えない。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

第67条~第69条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たって は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身 体を保護するため緊急やむを得ない場合を除 き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由を記録しなければなら ない。
- (7) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (8) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の 心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の 生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利 用者の希望に添って適切に提供するものとす る。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

 $2 \sim 5$ (略)

第72条~第78条 (略)

等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

第67条~第69条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の 心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の 生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利 用者の希望に添って適切に提供するものとす る。

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第71条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第62条又は第66条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2~5 (略)

第72条~第78条 (略)

(記録の整備)

第79条 (略)

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定認知症対応型通所介護の提供に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2 年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第59条の18第2項 の規定による事故の状況及び事故に際して採っ た処置についての記録
- (7) 次条において準用する第59条の17第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条 (略)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能 型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を 置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規指定認知症対応型共同生(略)

(記録の整備)

第79条 (略)

- 2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に 対する指定認知症対応型通所介護の提供に関す る次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2 年間保存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定</u>する提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 次条において準用する第28条<u>に規定する区</u>への通知に係る記録
 - (4) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (5) 次条において準用する第59条の18第2項 <u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った 処置についての記録
 - (6) 次条において準用する第59条の17第2項 に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条 (略)

第5章 小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第82条 (略)

2~5 (略)

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に 定める人員に関する基準を満たす小規模多機能 型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げ る施設等の人員に関する基準を満たす従業者を 置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規 模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げ る施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規指定認知症対応型共同生(略)

模多機能型居活介護事業所、指定地域 宅介護事業所 密着型特定施設、指定地 に中欄に掲げ域密着型介護老人福祉施 る施設等のい設、指定介護老人福祉施 ずれかが併設設、介護老人保健施設又 されている場は介護医療院 合 (略) (略)

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又 は他の事業所、施設等の職務に従事することがで きるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2

模多機能型居活介護事業所、指定地域 宅介護事業所密着型特定施設、指定地 に中欄に掲げ域密着型介護老人福祉施 る施設等のい設、指定介護老人福祉施 ずれかが併設設、介護老人保健施設、 されている場 指定介護療養型医療施設 (医療法(昭和23年法 律第205号)第7条第 2項第4号に規定する療 養病床を有する診療所で あるものに限る。) 又は 介護医療院

 $7 \sim 13$ (略)

(管理者)

第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らそ の職務に従事する常勤の管理者を置かなければな らない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模 多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又 は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設 する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居 宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが 併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の 職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所の職務(当該指定定期巡回・随 時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型 訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪 問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営 を行っている場合には、これらの事業に係る職務 を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に 規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項 第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除 く。)に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2

の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条、第192条第3項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第84条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第87条~第91条 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、<u>身</u> 体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前号</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置 を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等を活用して

の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第3項、第112条及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第84条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第87条~第91条 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第92条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、 次に掲げるところによるものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身 体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体的拘束等」という。) を行っては ならない。
- (6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、<u>前項</u>の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

行うことができるものとする。)を3月に1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘 東等の適正化のための研修を定期的に実施 すること。
- (8) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (9) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第93条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、中野区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年中野区条例第12号)第15条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

第94条~第106条 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及 び職員の負担軽減に資する方策を検討するための 委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業 者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に おける業務の効率化、介護サービスの質の向上そ の他の生産性の向上に資する取組の促進を図るた め、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所にお ける利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため の委員会(テレビ電話装置等を活用して行うこと

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第93条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例(平成26年東京都条例第52号)第20条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

第94条~第106条 (略)

<u>ができるものとする。)を定期的に開催しなけれ</u> ばならない。

(記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者 に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら2年間保存しなければならない。

(1) · (2) (略)

- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (4) 第92条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(8) (略)

第108条 (略)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第110条 (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業 者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事す る常勤の管理者を置かなければならない。ただ し、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当 該共同生活住居の他の職務に従事し、又は他の事 業所、施設等の職務に従事することができるもの とする。 (記録の整備)

第107条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者 に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日か ら2年間保存しなければならない。

(1) · (2) (略)

- (3) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定</u>する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 第92条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の態 様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定</u> する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(8) (略)

第108条 (略)

第6章 認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

第110条 (略)

(管理者)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に

2 · 3 (略)

第112条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第114条~第120条 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護 保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サ ービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活 介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定 認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護 予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防 サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は 社会福祉施設を管理する者であってはならない。 ただし、当該共同生活住居の管理上支障がない場 合は、この限りでない。

第122条~第124条 (略) (協力医療機関等)

第125条 (略)

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項 の規定により協力医療機関を定めるに当たって は、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め るように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年 に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病 状が急変した場合等の対応を確認するとともに、 協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型 共同生活介護事業者に係る指定を行った区長に届 け出なければならない。

従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

第112条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第114条~第120条 (略)

(管理者による管理)

第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

第122条~第124条 (略)

(協力医療機関等)

第125条 (略)

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力 医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に おいては、当該第二種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わ なければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用 者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後 に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能とな った場合においては、再び当該指定認知症対応型 共同生活介護事業所に速やかに入居させることが できるように努めなければならない。
- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第126条 (略)

(記録の整備)

- 第127条 (略)
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の 日から2年間保存しなければならない。
- (1) (略)
- (2) 第115条第2項の規定による提供した具体

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第126条 (略)

(記録の整備)

第127条 (略)

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用 者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提 供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の 日から2年間保存しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 第115条第2項に規定する提供した具体的

的なサービスの内容等の記録

- (3) 第117条第6項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13 条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条から第36条まで、第38条、第40条から第 41条まで、第59条の11、第59条の16、 第59条の17第1項から第4項まで、第99条、 第102条、第104条及び第106条の2の規 定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業につ いて準用する。この場合において、第9条第1項 中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第 122条に規定する重要事項に関する規程」と、 同項、第32条の2第2項、第34条第1項並び に第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介 護従業者 | と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは「第6章第4節」と、第59条の16 第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護 従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条 の17第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生 活介護について知見を有する者」と、「6月」と あるのは「2月」と、第99条中「小規模多機能 型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、 第102条中「指定小規模多機能型居宅介護事業 者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護 事業者」と読み替えるものとする。

なサービスの内容等の記録

- (3) 第117条第6項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定</u> する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(7) (略)

(準用)

第128条 第9条、第10条、第12条、第13 条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条から第36条まで、第38条、第40条から第 41条まで、第59条の11、第59条の16、 第59条の17第1項から第4項まで、第99 条、第102条及び第104条の規定は、指定認 知症対応型共同生活介護の事業について準用す る。この場合において、第9条第1項中「第31 条に規定する運営規程」とあるのは「第122条 に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第 32条の2第2項、第34条第1項並びに第40 条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応 型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」 と、第59条の11第2項中「この節」とあるの は「第6章第4節」と、第59条の16第2項第 1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」 とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第 1項中「地域密着型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護に ついて知見を有する者」と、「6月」とあるのは 「2月」と、第99条中「小規模多機能型居宅介 護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第10 2条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」と あるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業 者」と読み替えるものとする。

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 (略)

2~6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者につ いては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員に より当該サテライト型特定施設の入居者の処遇 が適切に行われると認められるときは、これを置 かないことができる。

(1) (略)

(2) 介護医療院 介護支援専門員

8~10 (略)

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に おける第1項第2号アの規定の適用について は、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」 とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2 に規定する委員会において、利用者の安全並び に介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減 を図るための取組に関する次に掲げる事項につ いて必要な検討を行い、及び当該事項の実施を 定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - <u>イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及</u> び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - 工 業務の効率化、介護サービスの質の向上等 に資する機器(次号において「介護機器」と いう。)の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

第7章 地域密着型特定施設入居者生活介護 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第130条 (略)

2~6 (略)

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の 規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活 相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者につ いては、次に掲げる本体施設の場合には、次の各 号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員に より当該サテライト型特定施設の入居者の処遇 が適切に行われると認められるときは、これを置 かないことができる。
 - (1) (略)
 - (2) 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療 施設の場合に限る。)
 - (3) 介護医療院 介護支援専門員

8~10 (略)

- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特 定施設従業者間の適切な役割分担を行っている こと。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保 及び職員の負担軽減を図る取組による介護サー ビスの質の確保及び職員の負担軽減が行われて いると認められること。

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活 介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専 らその職務に従事する管理者を置かなければな らない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理 上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施 設における他の職務に従事し、又は他の事業所、 施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診 療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若 しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事 業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第133条~第146条 (略)

(協力医療機関等)

- 第147条 (略)
- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに 当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機 関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護 事業者からの診療の求めがあった場合において 診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業

(管理者)

第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第133条~第146条 (略)

(協力医療機関等)

第147条 (略)

者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、 利用者の病状が急変した場合等の対応を確認す るとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係 る指定を行った区長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感 染症の発生時等の対応を取り決めるように努め なければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関で ある場合においては、当該第二種協定指定医療機 関との間で、新興感染症の発生時等の対応につい て協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に 入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院 が可能となった場合においては、再び当該指定地 域密着型特定施設に速やかに入居させることが できるように努めなければならない。
- 7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(記録の整備)

第148条 (略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から2年間保存しなければ ならない。
- (1) (略)
- (2) 第136条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第138条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第146条第3項の規定による結果等の記録

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(記録の整備)

第148条 (略)

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業 者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を 整備し、その完結の日から2年間保存しなければ ならない。
 - (1) (略)
 - (2) 第136条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第138条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第146条第3項に規定する結果等の記録

- (5) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第2 8条、第32条の2、第34条から第38条まで、 第40条から第41条まで、第59条の11、第 59条の15、第59条の16、第59条の17 第1項から第4項まで、第99条及び第106条 の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生 活介護の事業について準用する。この場合におい て、第32条の2第2項、第34条第1項並びに 第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随 時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域 密着型特定施設従業者」と、第59条の11第2 項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、 第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域 密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型 特定施設従業者 | と、第59条の17第1項中「地 域密着型通所介護について知見を有する者」とあ るのは「地域密着型特定施設入居者生活介護につ いて知見を有する者 | と、「6月 | とあるのは「2 月 と読み替えるものとする。

> 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規 定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相

- (5) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定</u> する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録
- (8) (略)

(準用)

第149条 第12条、第13条、第22条、第2 8条、第32条の2、第34条から第38条まで、 第40条から第41条まで、第59条の11、第 59条の15、第59条の16、第59条の17 第1項から第4項まで及び第99条の規定は、指 定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に ついて準用する。この場合において、第32条の 2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第 1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介 護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設 従業者」と、第59条の11第2項中「この節」 とあるのは「第7章第4節」と、第59条の16 第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護 従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介 護について知見を有する者」とあるのは「地域密 着型特定施設入居者生活介護について知見を有 する者 | と、「6月」とあるのは「2月」と読み 替えるものとする。

> 第8章 地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第151条 (略)

 $2 \sim 7$ (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規 定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相

談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導 員又は介護支援専門員については、次に掲げる本 体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める職員により当該サテライト 型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると 認められるときは、これを置かないことができ る。

(1) · (2) (略)

(3) 病院 栄養士又は管理栄養士 (病床数100 以上の病院の場合に限る。)

(4) (略)

 $9 \sim 17$ (略)

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の 設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

(6) 医務室

医療法(昭和23年法律第205号)第1条 の5第2項に規定する診療所とすることとし、 入所者を診療するために必要な医薬品及び医 療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設 備を設けること。ただし、本体施設が指定介護 老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福 祉施設であるサテライト型居住施設について は医務室を必要とせず、入所者を診療するため に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必 要に応じて臨床検査設備を設けることで足り るものとする。

(7)~(9) (略)

2 (略)

第4節 運営に関する基準

第153条~第165条 (略)

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施 │ 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施

談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導 員又は介護支援専門員については、次に掲げる本 体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める職員により当該サテライト 型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると 認められるときは、これを置かないことができ る。

(1) · (2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士 (病床数1 00以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援 専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限 る。)

(4) (略)

 $9 \sim 17$ (略)

第3節 設備に関する基準

(設備)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設の 設備の基準は、次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

(6) 医務室

医療法第1条の5第2項に規定する診療所 とすることとし、入所者を診療するために必要 な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応 じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体 施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密 着型介護老人福祉施設であるサテライト型居 住施設については医務室を必要とせず、入所者 を診療するために必要な医薬品及び医療機器 を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設 けることで足りるものとする。

 $(7)\sim(9)$ (略)

2 (略)

第4節 運営に関する基準

第153条~第165条 (略)

(緊急時等の対応)

設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の 管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉 施設の職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉 施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施 設等又は本体施設の職務(本体施設が病院又は診 療所の場合は、管理者としての職務を除く。)に 従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第167条 計画担当介護支援専門員は、第158 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う ものとする。

(1)~(4) (略)

- (5) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由<u>の記録を行う</u>こ と。
- (6) 第177条において準用する第38条第2項 の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。
- (7) 第175条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及 び事故に際して採った処置について<u>の記録を行</u> うこと。
- 第168条~第171条 (略)

(協力医療機関等)

設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第166条 指定地域密着型介護老人福祉施設の 管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉 施設の職務に従事する常勤の者でなければなら ない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉 施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にあ る他の事業所、施設等又は本体施設の職務(本体 施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての 職務を除く。)に従事することができる。

(計画担当介護支援専門員の責務)

- 第167条 計画担当介護支援専門員は、第158 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う ものとする。
 - (1)~(4) (略)
 - (5) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - (6) 第177条において準用する第38条第2項 <u>に規定する</u>苦情の内容等<u>を記録する</u>こと。
 - (7) 第175条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び 事故に際して採った処置について<u>記録する</u>こ と。
- 第168条~第171条 (略)

(協力病院等)

- 第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関 (第3号の要件を満たす協力医療機関にあって は、病院に限る。) を定めておかなければならない。 ただし、複数の医療機関を協力医療機関とし て定めることにより当該各号の要件を満たすこ ととしても差し支えない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師 又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確 保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの 診療の求めがあった場合において診療を行う体 制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当 該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は 協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を 行い、入院を要すると認められた入所者の入院 を原則として受け入れる体制を確保しているこ と。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が 急変した場合等の対応を確認するとともに、協力 医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老 人福祉施設に係る指定を行った区長に届け出な ければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協 定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等 の対応を取り決めるように努めなければならな い。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が 協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、 当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、 入院治療を必要とする入所者のために、あらかじ め、協力病院を定めておかなければならない。 場合においては、再び当該指定地域密着型介護老 人福祉施設に速やかに入所させることができる ように努めなければならない。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 第173条~第175条 (略) (記録の整備)
- 第176条 (略)
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に 対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から2年間保存しなければなら ない。
- (1) (略)
- (2) 第155条第2項<u>の規定による</u>提供した具体 的なサービスの内容等の記録
- (3) 第157条第5項<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第3項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故 に際して採った処置についての記録
- (7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13 条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条、第36条、第38条、第40条の2、第41 条、第59条の11、第59条の15<u>、</u>第59条 の17第1項から第4項まで<u>及び第106条の</u> 2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1 項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第168条に規定する重要事項に関する規程」

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- 第173条~第175条 (略) (記録の整備)

第176条 (略)

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に 対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備 し、その完結の日から2年間保存しなければなら ない。
 - (1) (略)
 - (2) 第155条第2項<u>に規定する</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
 - (3) 第157条第5項<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
 - (5) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録
 - (6) 前条第3項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) (略)

(準用)

第177条 第9条、第10条、第12条、第13 条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条、第36条、第38条、第40条の2、第41 条、第59条の11、第59条の15<u>及び</u>第59 条の17第1項から第4項までの規定は、指定地 域密着型介護老人福祉施設について準用する。こ の場合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第168条に規定 する重要事項に関する規程」と、同項、第32条 と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項 並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」 とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指 定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護 認定」とあるのは「要介護認定」と、第59条の 11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4 節」と、第59条の17第1項中「地域密着型通 所介護について知見を有する者」とあるのは「地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と読み替えるものとする。

> 第5節 ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設の基本方針並びに 設備及び運営に関する基準

第1款・第2款 (略) 第3款 運営に関する基準

第181条~第186条 (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2~4 (略)

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修 を受講するよう努めなければならない。
- 6 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第188条 (略)

(準用)

の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2 第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第1 3条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介 護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所 の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が 利用者に対して行われていない等の場合であっ て必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは 「要介護認定」と、第59条の11第2項中「こ の節」とあるのは「第8章第4節」と、第59条 の17第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替え るものとする。

> 第5節 ユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設の基本方針並びに 設備及び運営に関する基準

第1款・第2款 (略) 第3款 運営に関する基準

第181条~第186条 (略)

(勤務体制の確保等)

第187条 (略)

2~4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第188条 (略)

(準用)

第189条 第9条、第10条、第12条、第13 条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条、第36条、第38条、第40条の2、第41 条、第59条の11、第59条の15、第59条 の17第1項から第4項まで、第106条の2、 第153条から第155条まで、第158条、第 161条、第163条から第167条まで及び第 171条から第176条までの規定は、ユニット 型指定地域密着型介護老人福祉施設について準 用する。この場合において、第9条第1項中「第 31条に規定する運営規程」とあるのは「第18 6条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、 第32条の2第2項、第34条第1項並びに第4 0条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対 応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」 と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるの は「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介 護支援が利用者に対して行われていない等の場 合であって必要と認めるときは、要介護認定」と あるのは「要介護認定」と、第59条の11第2 項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、 第59条の17第1項中「地域密着型通所介護に ついて知見を有する者」とあるのは「地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護について知見 を有する者 | と、「6月 | とあるのは「2月 | と、 第167条中「第158条」とあるのは「第18 9条において準用する第158条」と、同条第5 号中「第157条第5項」とあるのは「第182 条第7項」と、同条第6号中「第177条」とあ るのは「第189条」と、同条第7号中「第17 5条第3項」とあるのは「第189条において準 用する第175条第3項」と、第176条第2項 第2号中「第155条第2項」とあるのは「第1 89条において準用する第155条第2項|と、 同項第3号中「第157条第5項」とあるのは「第 182条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次 条」とあるのは「第189条」と、同項第6号中 「前条第3項」とあるのは「第189条において|

第189条 第9条、第10条、第12条、第13 条、第22条、第28条、第32条の2、第34 条、第36条、第38条、第40条の2、第41 条、第59条の11、第59条の15、第59条 の17第1項から第4項まで、第153条から第 155条まで、第158条、第161条、第16 3条から第167条まで及び第171条から第 176条までの規定は、ユニット型指定地域密着 型介護老人福祉施設について準用する。この場合 において、第9条第1項中「第31条に規定する 運営規程」とあるのは「第186条に規定する重 要事項に関する規程」と、同項、第32条の2第 2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号 及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第 1 項中「指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護 の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」 と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に 対して行われていない等の場合であって必要と 認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護 認定」と、第59条の11第2項中「この節」と あるのは「第8章第5節」と、第59条の17第 1項中「地域密着型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護について知見を有する者」と、「6 月 | とあるのは「2月 | と、第167条中「第1 58条」とあるのは「第189条において準用す る第158条 と、同条第5号中「第157条第 5項」とあるのは「第182条第7項」と、同条 第6号中「第177条」とあるのは「第189条」 と、同条第7号中「第175条第3項」とあるの は「第189条において準用する第175条第3 項」と、第176条第2項第2号中「第155条 第2項」とあるのは「第189条において準用す る第155条第2項」と、同項第3号中「第15 7条第5項」とあるのは「第182条第7項」と、 同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第 189条」と、同項第6号中「前条第3項」とあ るのは「第189条において準用する前条第3 準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2~6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 介護医療院

8~14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

第193条 (略)

第3節 (略)

項 | と読み替えるものとする。

第9章 看護小規模多機能型居宅介護 第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第191条 (略)

2~6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)~(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法第7条第2 項第4号に規定する療養病床を有する診療所で あるものに限る。)

(5) 介護医療院

8~14 (略)

(管理者)

第192条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 · 3 (略)

第193条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第196条 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱 方針)

- 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

(2)~(6) (略)

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)を3月に1 回以上開催するとともに、その結果につい て、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周 知徹底を図ること。
 - <u>イ</u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対 し、身体的拘束等の適正化のための研修を定 期的に実施すること。
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (9) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者が通いサービスを利用していない日にお いては、可能な限り、訪問サービスの提供、電 話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅に

第4節 運営に関する基準

第196条 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱 方針)

- 第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、<u>療養上の管理の下で</u>妥当適切に行うものとする。

(2)~(6) (略)

- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、 登録者が通いサービスを利用していない日にお いては、可能な限り、訪問サービスの提供、電 話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅に

おける生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

- (10) 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。
- (<u>11</u>) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。
- (12) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
- 第198条~第200条 (略) (記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から2年間保存しなければならない。

(1) · (2) (略)

(3) 第197条第6号<u>の規定による</u>身体的拘束等 の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)・(5) (略)

- (6) 次条において準用する第20条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記 録
- (7) 次条において準用する第28条<u>の規定による</u> 区への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項<u>の規定</u> <u>による</u>苦情の内容等の記録

おける生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

- (9) 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。
- (10) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。
- (<u>11</u>) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
- 第198条~第200条 (略) (記録の整備)

第201条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利 用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完 結の日から2年間保存しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 第197条第6号<u>に規定する</u>身体的拘束等の 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) · (5) (略)

- (6) 次条において準用する第20条第2項<u>に規定</u> する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (7) 次条において準用する第28条<u>に規定する</u>区 への通知に係る記録
- (8) 次条において準用する第38条第2項<u>に規定</u> する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第40条第2項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置 についての記録

(10) (略)

(準用)

のとする。

第202条 第9条から第13条まで、第20条、 第22条、第28条、第32条の2、第34条か ら第38条まで、第40条から第41条まで、第 59条の11、第59条の13、第59条の16、 第59条の17、第87条から第90条まで、第 93条から第95条まで、第97条、第98条、 第100条から第104条まで、第106条及び 第106条の2の規定は、指定看護小規模多機能 型居宅介護の事業について準用する。この場合に おいて、第9条第1項中「第31条に規定する運 営規程 | とあるのは「第202条において準用す る第100条に規定する重要事項に関する規程」 と、同項、第32条の2第2項、第34条第1項 並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡 回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第5 9条の11第2項中「この節」とあるのは「第9 章第4節」と、第59条の13第3項及び第4項 並びに第59条の16第2項第1号及び第3号 中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看 護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条 の17第1項中「地域密着型通所介護について知 見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型 居宅介護について知見を有する者」と、「6月」 とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは 「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等 の活動状況」と、第87条中「第82条第12項」 とあるのは「第191条第13項」と、第89条 及び第97条中「小規模多機能型居宅介護従業 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従 業者」と、第106条中「第82条第6項」とあ るのは「第191条第7項各号」と読み替えるも

(9) 次条において準用する第40条第2項<u>に規定</u> する事故の状況及び事故に際して採った処置に ついての記録

(10) (略)

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、 第22条、第28条、第32条の2、第34条か ら第38条まで、第40条から第41条まで、第 59条の11、第59条の13、第59条の16、 第59条の17、第87条から第90条まで、第 93条から第95条まで、第97条、第98条、 第100条から第104条まで及び第106条 の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事 業について準用する。この場合において、第9条 第1項中「第31条に規定する運営規程」とある のは「第202条において準用する第100条に 規定する重要事項に関する規程」と、同項、第3 2条の2第2項、第34条第1項並びに第40条 の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多 機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2 項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、 第59条の13第3項及び第4項並びに第59 条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型 通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中 「地域密着型通所介護について知見を有する者」 とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護につい て知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス 及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、 第87条中「第82条第12項」とあるのは「第 191条第13項」と、第89条及び第97条中 「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは 「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第1 06条中「第82条第6項」とあるのは「第19 1条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

第203条 (略)

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指 定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、 保存その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定さ れるもの(第12条第1項(第59条、第59条 の20、第59条の20の3、第59条の38、 第80条、第108条、第128条、第149条、 第177条、第189条及び第202条において 準用する場合を含む。)、第115条第1項、第1 36条第1項及び第155条第1項(第189条 において準用する場合を含む。) 並びに次項に規定 するものを除く。) については、書面に代えて、当 該書面に係る電磁的記録により行うことができ る。

2 (略)

附 則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 ただし、第9条第2項第2号、第93条第2項及 び第204条第1項の改正規定は、公布の日から 施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日ま での間は、この条例による改正後の中野区指定地 域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 第10章 雑則

第203条 (略)

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指 定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、 保存その他これらに類するもののうち、この条例 の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、 抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の 知覚によって認識することができる情報が記載さ れた紙その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は想定さ れるもの (第12条第1項 (第59条、第59条 の20、第59条の20の3、第59条の38、 第80条、第108条、第128条、第149条、 第177条、第189条及び第202条において 準用する場合を含む。)、第115条第1項、第1 36条第1項及び第155条第1項(第189条 において準用する場合を含む。) 並びに次項に規定 するものを除く。) については、書面に代えて、当 該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方 式その他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られる記録であって、電子計算機に よる情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。

2 (略)

附 則 (略)

関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第34条第3項(新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2(新条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第106条の2中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。
- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項(新条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。